

○東海旅客鉄道株式会社 I Cカード連絡運輸運送約款

(平成 24 年 4 月 10 日社通達第 4 号)

連絡運輸規程 (平成 2 年 10 月 1 日社達第 45 号) 第 5 条第 2 号の規定に基づき、I Cカード連絡運輸運送約款を次のように定める。

東海旅客鉄道株式会社 I Cカード連絡運輸運送約款

目 次

- 第 1 章 総 則 (第 1 条—第 16 条)
- 第 2 章 発 売 (第 17 条—第 31 条)
- 第 3 章 運 賃 (第 32 条—第 36 条)
- 第 4 章 効 力 (第 37 条—第 50 条)
- 第 5 章 様 式 (第 51 条—第 52 条)
- 第 6 章 改札等 (第 53 条—第 54 条)
- 第 7 章 特殊取扱い (第 55 条—第 62 条)

第 1 章 総 則

(この約款の目的)

第 1 条 この約款は、東海旅客鉄道株式会社と豊橋鉄道株式会社、名古屋市交通局、名古屋鉄道株式会社及び名古屋臨海高速鉄道株式会社との間の、I Cカードを媒体とする連絡定期券による旅客の連絡運輸について、そのサービス内容とご利用条件を定め、もって利用者の利便向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第 2 条 I C連絡定期券による旅客の連絡運輸については、この約款の定めるところによります。

2 この約款に定めていない事項で I C連絡運輸に適用される運送約款については次の各号に定めるとおりとします。

- (1) J R線の運送区間については、東海旅客鉄道株式会社 I Cカード乗車券運送約款(平成 18 年 10 月社通達第 122 号。以下「T O I C A約款」といいます。)の定めるところによります。
- (2) 豊橋鉄道線の運送区間については、I Cカード乗車券取扱規則(豊橋鉄道株式会社平成 23 年 1 月 19 日達 19 号)の定めるところによります。
- (3) 名古屋市交通局線の運送区間については、I Cカード乗車券取扱規程(平成 23 年名古屋市交通局管理規程第 1 号)の定めるところによります。

- (4) 名古屋鉄道線の運送区間については、ICカード乗車券取扱規則（名古屋鉄道株式会社平成22年12月25日営達第35号）の定めるところによります。
- (5) あおなみ線の運送区間については、名古屋臨海高速鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成23年社達第4号）の定めるところによります。
- 3 この約款及び前項に定める約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。
- (注) 別に定めるもののうち主なものは、以下のとおりです。
- (1) 東海旅客鉄道株式会社が別に定めるもの
- ア 東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則(昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「JR旅規」といいます。)
- イ 東海旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則(昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第3号。以下「JR学規」といいます。)
- ウ 東海旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則(昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第6号。以下「JR身規」といいます。)
- エ 東海旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則(平成3年11月東海旅客鉄道株式会社公告第35号。以下「JR知規」といいます。)
- (2) 株式会社エムアイシーが別に定めるもの
- mana取扱規則（平成23年2月11日。以下「mana規則」といいます。)
- (3) 株式会社名古屋交通開発機構が別に定めるもの
- マナカ取扱規則（平成23年2月11日。以下「マナカ規則」といいます。)
- (4) 豊橋鉄道株式会社が別に定めるもの
- ア 旅客営業規則（昭和39年3月12日達24号。以下「豊鉄旅規」といいます。)
- イ 学校指定取扱規則（昭和39年3月12日鉄達甲第16号。以下「豊鉄学規」といいます。)
- ウ 身体障害者及び知的障害者旅客運賃割引規程（昭和33年9月30日鉄達第18号。以下「豊鉄障規」といいます。)
- (5) 名古屋市交通局が別に定めるもの
- ア 乗合自動車乗車料条例（昭和22年名古屋市条例第2号。以下「乗合条例」といいます。)
- イ 高速電車乗車料条例（昭和32年名古屋市条例第35号。以下「高速条例」といいます。)
- ウ 乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号。以下「乗合規程」といいます。)
- エ 高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号。以下「高速規程」といいます。)

オ 割引連絡定期券等の料金等を定める規程（昭和 49 年名古屋市交通局管理規程第 15 号。）

(6) 名古屋鉄道株式会社が別に定めるもの

ア 旅客営業規則（昭和 34 年 9 月 22 日達第 62 号。以下「名鉄旅規」といいます。）

イ 学校指定取扱規則（昭和 36 年 10 月 28 日達第 146 号。以下「名鉄学規」といいます。）

ウ 身体障害者旅客運賃割引規程（昭和 27 年 4 月 17 日通達甲第 74 号。以下「名鉄身規」といいます。）

エ 知的障害者旅客運賃割引規程（平成 3 年 11 月 25 日鉄達第 153 号。以下「名鉄知規」といいます。）

(7) 名古屋臨海高速鉄道株式会社が別に定めるもの

名古屋臨海高速鉄道株式会社旅客営業規則（平成 16 年社達第 6 号。以下「名臨高旅規」といいます。）

4 この約款及び前各項に規定する約款等が改定された場合、以後の I C 連絡運輸については、改定された約款の定めるところによります。

（用語の意義）

第 3 条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「J R 線」とは、東海旅客鉄道株式会社の鉄道線をいいます。

(2) 「豊橋鉄道線」とは、豊橋鉄道株式会社の鉄道線をいいます。

(3) 「市バス線」とは、名古屋市交通局の乗合自動車線をいいます。

(4) 「市地下鉄線」とは、名古屋市交通局の高速電車線をいいます。

(5) 「名古屋市交通局線」とは、市地下鉄線及び市バス線をいいます。

(6) 「名古屋鉄道線」とは、名古屋鉄道株式会社の鉄道線及び軌道線をいいます。

(7) 「あおなみ線」とは、名古屋臨海高速鉄道株式会社の鉄道線をいいます。

(8) 「I C 定期券」とは、J R 線、豊橋鉄道線、名古屋市交通局線、名古屋鉄道線又はあおなみ線の I C カードを媒体とした定期券をいいます。

(9) 「I C 連絡定期券」とは、J R 線と豊橋鉄道線、名古屋市交通局線、名古屋鉄道線又はあおなみ線との間の、I C カードを媒体とした連絡定期券をいいます。

(10) 「I C 連絡運輸」とは、I C 連絡定期券による旅客の連絡運輸をいいます。

(11) 「TOICA 乗車券」とは、TOICA 約款第 3 条第 2 号に規定するものをいいます。

(12) 「通学定期券等」とは、通学定期券及び通学学生定期券をいいます。

(13) 「manaca」とは、manaca 規則第 1 条に規定するものをいいます。

(14) 「マナカ」とは、マナカ規則第 1 条に規定するものをいいます。

(15) 「マナカ等」とは、manaca 及びマナカをいいます。

(16) 「運送事業者」とは、東海旅客鉄道株式会社、豊橋鉄道株式会社、名古屋市交通局、

名古屋鉄道株式会社及び名古屋臨海高速鉄道株式会社をいいます。

- (17) 「発行事業者」とは、TOICA乗車券にあつては東海旅客鉄道株式会社、manacaにあつては株式会社エムアイシー、マナカにあつては株式会社名古屋交通開発機構をいいます。
- (18) 「マナカ交通事業者」とは、豊橋鉄道株式会社、名古屋ガイドウェイバス株式会社、名古屋市交通局、名古屋鉄道株式会社、名古屋臨海高速鉄道株式会社及び名鉄バス株式会社をいいます。
- (19) 「交通事業者」とは、東海旅客鉄道株式会社及びマナカ交通事業者をいいます。
- (20) 「高校生等」とは、JR旅規第38条第1項第3号、同第4号、乗合規程第24条の5第3項第1号、高速規程第42条の3第2項第2号及び名臨高旅規第44条第2号に規定する者のうち関係する運送事業者すべてに共通する者をいいます。
- (21) 「中学生等」とは、JR旅規第38条第1項第1号、乗合規程第24条の5第3項第1号、高速規程第42条の3第2項第2号及び名臨高旅規第44条第2号に規定する者のうち関係する運送事業者すべてに共通する者をいいます。
- (22) 「小学生等」とは、JR旅規第38条第1項第2号、乗合規程第24条の5第3項第2号、高速規程第42条の3第2項第3号及び名臨高旅規第44条第3号に規定する者のうち関係する運送事業者すべてに共通する者をいいます。
- (23) 「訓練生」とは、JR旅規第38条第1項第5号に規定する者をいいます。
- (24) 「普通乗車券」とは、JR旅規第18条第1号イに規定する普通乗車券、東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和62年4月1日東海旅客鉄道株式会社公告第12号。以下「JR連規」といいます。）第12条第1号イに規定する普通乗車券、豊鉄旅規第15条第1号に規定する普通乗車券、乗合条例第2条第1項に規定する普通券、高速条例第2条の2第1項に規定する普通券、連絡運輸規程（昭和54年交通局管理規程第14号。以下「連絡規程」といいます。）第10条第1号に規定する普通券、名鉄旅規第14条第1号に規定する普通乗車券、名古屋市高速度鉄道との連絡運輸について（名古屋鉄道昭和54年7月24日鉄第107号）第1項第2号に規定する普通乗車券、近畿日本鉄道との連絡運輸について（昭和62年5月16日鉄達第47号）第1項に規定する普通乗車券及び名臨高旅規第27条第1号に規定する普通乗車券をいいます。
- (25) 「回数券」とは、JR旅規第18条第1号ハに規定する普通回数乗車券、豊鉄旅規第15条第3号に規定する回数乗車券及び名鉄旅規第14条第3号に規定する特殊割引回数券をいいます。
- (26) 「定期券」とは、IC連絡定期券、JR旅規第18条第1号ロに規定する定期乗車券、JR連規第12条第1号ロに規定する定期乗車券、豊鉄旅規第15条第2号に規定する定期乗車券、名古屋鉄道との連絡運輸について（豊橋鉄道平成24年4月2日鉄達甲第1号）第1項第2号に規定する定期乗車券、乗合条例第2条第1項に規定する

定期券、高速条例第2条の2第1項に規定する定期券、乗合規程第23条第1項に規定する割引連絡定期券、共通全線定期券、高齢者割引全線定期券及び学生定期券、同第28条第1項第2号に規定する割引全線定期券、高速規程第42条第2号に規定する学生定期券、同第3号に規定する割引連絡定期券、同第5号に規定する共通全線定期券、連絡規程第10条第2号に規定する定期券、同第17条の2に規定する定期券、名鉄旅規第14条第2号に規定する定期乗車券、名古屋市高速度鉄道との連絡運輸について(名古屋鉄道昭和54年7月24日鉄第107号)第1項第2号に規定する定期乗車券、名臨高旅規第27条第2号に規定する定期乗車券並びに名臨高連規第4条に規定する定期乗車券をいいます。

(27) 「普通運賃」とは、JR旅規第65条第1号イに規定する普通旅客運賃、豊鉄旅規第41条に規定する普通旅客運賃、乗合規程第1条の4第1号に規定する普通券の料金、高速規程第12条に規定する普通料金、名鉄旅規第3章第2節に規定する普通旅客運賃及び名臨高旅規第12条第1号に規定する普通旅客運賃をいいます。

(28) 「継続発売」とは、IC連絡定期券を所持する旅客に対して、当該IC連絡定期券の有効期間内に、同一のICカードに当該IC連絡定期券の有効期間の満了日の翌日を有効開始日とする同一の種類、区間及び経路のIC連絡定期券発売することをいいます。

(29) 「列車等」とは、旅客の運送を行う列車及び乗合自動車をいいます。

(30) 「自動改札機」とは、TOICA乗車券及びマナカ等の改札を行う改札機をいいます。

(31) 「SF」とは、TOICA約款第3条第11号、manaca規則第3条第7号及びマナカ規則第3条第7号に規定するSFをいいます。

2 この約款に規定する旅客運賃については、JR線区間にあつてはJR旅規第140条に定める鉄道駅バリアフリー料金を、その他区間にあつては各運送事業者が別に定める鉄道駅バリアフリー料金をそれぞれ含むものとします。

(ICカードの種類)

第4条 IC連絡定期券におけるICカードの種類は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 東海旅客鉄道株式会社が発行するTOICA乗車券
- (2) 株式会社エムアイシーが発行するmanaca
- (3) 株式会社名古屋交通開発機構が発行するマナカ

(契約の成立時期及び適用規定)

第5条 IC連絡定期券に関する旅客との契約の成立時期は、IC連絡定期券を購入したときとします。

2 前項の規定によって契約の成立したとき以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立したときの定めによるものとします。

(期間の計算方)

第6条 日をもって期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算します。

2 前項の規定にかかわらず、各運送事業者において特段の定めがある場合は、当該運送事業者の定めるところによります。

(約款等の変更)

第7条 この約款及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。

(旅客の同意)

第8条 旅客は、この約款及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(旅客の区分)

第9条 旅客の年齢別の区分は、次に掲げるとおりとします。

大人 小児以外で12才以上の者

小児 幼児以外で6才以上12才未満の者(12才の小学校の児童を含みます。)

幼児 1才以上6才未満の者(6才の小学校入学前の者を含みます。)

乳児 1才未満の者

(幼児の取扱い)

第10条 前条に規定する幼児で、次の各号の1に該当する場合は、これを小児とみなします。

(1) 幼児が幼児だけで乗車するとき。

(2) 幼児が、IC連絡定期券を所持する6才以上の旅客に2人をこえて随伴されて乗車するとき。ただし、2人をこえた者だけを小児とみなします。

(学生等)

第11条 「指定学校」とは、JR学規第2条に規定する指定学校、豊鉄学規第2条、乗合規程第3条に規定する指定学校、高速規程第27条に規定する指定学校、名鉄学規第2条に規定する指定学校及び名臨高旅規第34条に規定する指定学校のうち、関係する運送事業者すべてに共通する学校等をいいます。

2 「学生等」とは、指定学校の学生、生徒、児童又は幼児をいいます。ただし、JR旅規第39条第1項に規定する学生及び生徒を除きます。

(身体障害者)

第12条 「身体障害者」とは、次の各号の1に該当する者であつて、平成22年4月1日現在の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。

(1) 視覚に障害がある者

(2) 聴覚又は平衡機能に障害がある者

(3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障害がある者

- (4) 肢体不自由者
 - (5) 心臓、じん臓、呼吸器又は小腸の機能に障害がある者
 - (6) ぼうこう又は直腸の機能に障害がある者
 - (7) 肝臓の機能に障害がある者
 - (8) ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害がある者
- 2 身体障害者の割引種別は次表のとおりとし、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により判別します。

障害種別		等級及び割引種別	第1種障害者 (本人及び介護者)	第2種障害者 (本人)
視覚障害			一級から三級及び四級の1	四級の2、四級の3、 五級及び六級
聴覚又は 平衡機能の障害	聴覚障害		二級及び三級	四級及び六級
	平衡機能障害		—	三級及び五級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害			—	三級及び四級
肢体不自由	上肢		一級、二級の1及び二級の2	二級の3、二級の4及び三級から六級
	下肢		一級、二級及び三級の1	三級の2、三級の3及び四級から六級
	体幹		一級から三級	五級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障害	上肢機能		一級及び二級
移動機能			一級から三級	四級から六級
心臓、じん臓、呼吸器又は小腸の機能の障害			一級、三級及び四級	—
ぼうこう又は直腸の機能の障害			一級及び三級	四級
肝臓の機能の障害			一級から四級	—
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害			一級から四級	—

(注1) 障害種別及び等級は、将来にわたり上記(平成30年7月1日現在の身体障害者福祉法施行規則別表第5号を援用。)に限定します。

(注2) 上記左欄に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の程度が上記第1種身体障害者欄に準ずる者も第1種身体障害者とします。

(身体障害者の介護者)

第13条 「身体障害者の介護者」とは、第1種身体障害者又は12才未満の第2種身体障害者に随伴する旅客(身体障害者1人に対して1人に限ります。)であって、係員が介護能力があると認める者をいいます。

2 前項に定める身体障害者の介護者が使用するIC連絡定期券は、身体障害者が使用するIC連絡定期券と乗車区間及び有効期間が同一のものであって、かつ身体障害者が使用するIC連絡定期券と同時に購入するものでなければなりません。

(知的障害者)

第14条 「知的障害者」とは、療育手帳制度について(昭和48年9月厚生省発見第156

号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。

2 知的障害者の割引種別は次に掲げる各号のとおりとし、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により判別します。

(1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者をいいます。

ア 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者

イ 肢体不自由、視覚、聴覚等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって日常生活において常時介護を要する程度の者

(2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいいます。

(知的障害者の介護者)

第15条 「知的障害者の介護者」とは、第1種知的障害者又は12才未満の第2種知的障害者に随伴する旅客(知的障害者1人に対して1人に限ります。)であって、係員が介護能力があると認める者をいいます。

2 前項に定める知的障害者の介護者が使用するIC連絡定期券は、知的障害者が使用するIC連絡定期券と乗車区間及び有効期間が同一のものであって、かつ、知的障害者が使用するIC連絡定期券と同時に購入するものでなければなりません。

(制限又は停止)

第16条 運送事業者及び発行事業者は、旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。

(1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止

(2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入出場方法又は乗車する列車等の制限

(3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目若しくは持込区間又は持込列車等の制限

2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。

3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、運送事業者及び発行事業者はその責めを負いません。

第2章 発売

(IC連絡定期券の種類)

第17条 IC連絡定期券の種類は、通勤定期券、通学定期券及び通学学生定期券とします。

(連絡運輸の範囲等)

第18条 IC連絡定期券を発売する範囲(以下「連絡運輸範囲」といいます。)は、別表に定める範囲とします。

2 IC連絡定期券の経由は、別表に定める経由とします。ただし、別表に定める経由であっても発売しない経由があります。

(IC連絡定期券の発売箇所等)

通勤定期券

- (2) 学生等が居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を通学のため乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書（第43条第1項第2号に規定する通学定期券購入兼用の証明書を含みます。以下同じです。）を提出（通学定期券購入兼用の証明書にあつては提示）した場合

通学定期券

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、名古屋市交通局線とのI C連絡運輸の場合は、J R線部分について前項第2号の通学のための区間とした通学学生定期券を発売します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市バス線の区間を含むI C連絡運輸にあつては、当該市バス線の区間については全線に有効な定期券に相当するものとし、経路は指定しません。
- 4 旅客はI C連絡定期券の購入に際して使用者の氏名、生年月日その他の必要事項を購入申込書に記載し、提出しなければなりません。ただし、発売する運送事業者が特に認めた場合を除きます。

（通学証明書）

第22条 通学証明書の記載事項は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 発行番号
 - (2) 学校種別又は指定番号
 - (3) 区分
 - (4) 氏名及び年齢
 - (5) 住所
 - (6) 部科及び学年
 - (7) 通学区間
 - (8) 通学定期券等の有効期間
 - (9) 通学定期券等の使用開始日
 - (10) 証明書番号
 - (11) 卒業予定年月日
 - (12) 発行年月日
 - (13) 学校所在地
 - (14) 学校名
 - (15) 学校代表者氏名
- 2 前項各号（同項第9号に規定する通学定期券等の使用開始日を除きます。）の記載事項は、通学証明書の発行者が記入して交付することとします。
- 3 第1項第3号の区分欄は、次の各号に掲げるとおり記入することとします。この場合、第1号から第3号までのものにあつては、赤書きするものとします。
- (1) 小学生等及び中学生等に対するもの 「義務過程」
 - (2) 高校生等に対するもの 「高等課程」

(3) 訓練生に対するもの 「普通職業訓練」

(4) 前各号以外のものに対するものにあつては、横にまっ線を引くこととします。

4 前各項の規定により発行する通学証明書には、発行者が学校代表者の職印を押印するものとします。

5 通学証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とします。ただし、次の各号による有効期間の開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期券等の有効期間の開始日とする場合に限ります。

(1) 新たに入学する学生等に対する通学証明書の交付は、本人が当該指定学校への入学手続きを完了し、学校の代表者が証明書を本人に交付したのものについては、学年の始期以前であってもこれを行うことができます。ただし、学年の始期以前に発行する学割証には、その表面余白に「何月何日から有効」の例により学年の始期を赤書きしなければなりません。

(2) 指定学校の夏期・冬期の休暇その他の長期休暇後に使用する通学証明書は、次のア、イにより、これを当該休暇前又は休暇中に発行することができます。

ア 発行年月日は所定によって記入し、発行年月日欄の右方余白に「何月何日から有効」の例により、有効開始日を赤書きして学校代表者の職印を押印します。

イ 有効期間は、発行年月日から2箇月以内の日とします。

(3) 卒業する予定の学生等に対する通学証明書及び次条により通学定期券等を発売する者のうち、高等専門学校第3学年の学生に対する通学証明書の交付は、当該学年の終期までとします。ただし、学年の終期前に発行する通学証明書の有効期間が学年の終期をこえるものにあつては、その有効期間欄に学年の終期を赤書きしなければなりません。

(4) 卒業する予定の学生等及び高等専門学校第3学年の学生に交付する通学証明書の通学定期券等の有効期間は、学年の終期以後1箇月をこえるものを記入しないものとします。

(指定学校の学生に対する割引等のIC連絡定期券の発売)

第23条 JR線と豊橋鉄道線又は名古屋鉄道線のIC連絡運輸において第21条第1項第2号の規定により通学定期券を発売する場合は、高校生等、中学生等、小学生等及び訓練生に対しては、JR線区間について割引とした通学定期券を発売します。

2 JR線と名古屋市交通局線のIC連絡運輸において第21条第2項の規定により通学学生定期券を発売する場合は、高校生等、中学生等及び小学生等に対しては、JR線区間にあつては割引とした、名古屋市交通局線にあつてはそれぞれの区分に応じた通学学生定期券を発売します。

3 JR線とあおなみ線のIC連絡運輸において第21条第1項第2号の規定により通学定期券を発売する場合は、高校生等、中学生等、小学生等及び訓練生に対しては、JR線区間にあつては割引とした、あおなみ線にあつてはそれぞれの区分に応じた通学定期

券を発売します。

(身体障害者等に対する割引の I C 連絡定期券の発売)

第 24 条 第 1 種身体障害者又は 12 歳未満の第 2 種身体障害者が身体障害者の介護者とともに乗車する場合は、割引の I C 連絡定期券を発売します。

2 前項の規定により身体障害者の介護者に発売する I C 連絡定期券は、身体障害者に対して通学定期券等を発売する場合であっても、当該身体障害者の介護者に対して発売する I C 連絡定期券は、通勤定期券に限るものとします。

(注) 身体障害者の介護者が通学定期券等の使用資格者であっても、当該身体障害者の介護者に対しては、通学定期券等を発売しません。

(身体障害者に対する割引の I C 連絡定期券の購入申込み)

第 25 条 身体障害者が割引の I C 連絡定期券を購入する場合は、身体障害者手帳を発売箇所に提示しなければなりません。

(知的障害者等に対する割引の I C 連絡定期券の発売)

第 26 条 第 1 種知的障害者又は 12 歳未満の第 2 種知的障害者が知的障害者の介護者とともに乗車する場合は、割引の I C 連絡定期券を発売します。

2 前項の規定により知的障害者の介護者に発売する I C 連絡定期券は、知的障害者に対して通学定期券等を発売する場合であっても、当該知的障害者の介護者に対して発売する I C 連絡定期券は、通勤定期券に限るものとします。

(注) 知的障害者の介護者が通学定期券等の使用資格者であっても、当該知的障害者の介護者に対しては、通学定期券等を発売しません。

(知的障害者に対する割引の I C 連絡定期券の購入申込み)

第 27 条 知的障害者が割引の I C 連絡定期券を購入する場合は、療育手帳を発売箇所に提示しなければなりません。

(小児に対する I C 連絡定期券の発売)

第 28 条 小児の旅客に対しては、使用者の 12 歳に達する日以降で最初の 3 月 31 日(誕生日が 3 月 31 日の場合は当該 3 月 31 日、4 月 1 日の場合は前日の 3 月 31 日)までの間使用することができる I C カードを媒体として I C 連絡定期券を発売します。

2 前項に規定する I C 連絡定期券の購入に際して、旅客は公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名及び生年月日を証明しなければなりません。ただし、I C カードの発売時にこれらの事項を証明している場合は、公的証明書等の提示を省略することができます。

(小児に対する I C 連絡定期券の発売の制限)

第 29 条 第 21 条第 1 項及び第 2 項並びに第 23 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、小児に対して、J R 線と名古屋市交通局線の I C 連絡運輸の通勤定期券及び J R 線区間を無割引とした通学学生定期券並びに J R 線とあおなみ線の I C 連絡運輸の通勤定期券は発売しません。

2 第24条及び第26条の規定にかかわらず、小児に対して、JR線と名古屋市交通局線又はあおなみ線の身体障害者及びその介護者又は知的障害者及びその介護者に対する割引のIC連絡定期券は発売しません。

(通学証明書等の不正使用の場合の取扱い)

第30条 通学定期券等、割引のIC連絡定期券、通学証明書、身体障害者手帳又は療育手帳を、使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、この使用資格者に対して、各運送事業者のこれらの定期券（ICカードを媒体としないものを含みます。）の発売を停止することがあります。

(通学証明書等が無効となる場合及びこれを使用できない場合)

第31条 通学証明書が次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき。
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 身体障害者手帳又は療育手帳が前項各号の1に該当する場合は、無効として取り扱います。

3 通学証明書、身体障害者手帳又は療育手帳は、次の各号の1に該当する場合は、使用することができません。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの。
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

第3章 運賃

(IC連絡定期運賃計算上の経路等)

第32条 IC連絡定期運賃は、旅客の実際乗車する経路及び発着の順序によって計算します。

2 IC連絡定期券の運賃計算の発駅は、発売する運送事業者の駅とします。

(IC連絡通勤定期運賃)

第33条 第21条第1項第1号により発売する大人の通勤定期券のIC連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) JR線と豊橋鉄道線の連絡運輸

JR旅規第95条第1号又は同第96条に規定する大人通勤定期旅客運賃及び豊鉄旅規第51条に規定する大人通勤定期旅客運賃を併算した額

(2) JR線と名古屋市交通局線の連絡運輸

JR旅規第95条第1号又は同第96条に規定する大人通勤定期旅客運賃、乗合規程

第1条の4第2号に規定する全線定期券の料金及び高速規程第14条第1号に規定する通勤定期料金を併算した額

(3) J R線と名古屋鉄道線の連絡運輸

J R旅規第95条第1号又は同第96条に規定する大人通勤定期旅客運賃及び名鉄旅規第3章第3節に規定する大人通勤定期旅客運賃を併算した額

(4) J R線とあおなみ線の連絡運輸

J R旅規第95条第1号又は同第96条に規定する大人通勤定期旅客運賃及び名臨高旅規第20条第1号に規定する通勤定期旅客運賃を併算した額

2 第21条第1項第1号により発売する小児の通勤定期券のI C連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) J R線と豊橋鉄道線の連絡運輸

J R旅規第74条及び同第95条第1号又は同第96条に規定する小児通勤定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第38条及び同第51条に規定する小児通勤定期旅客運賃を併算した額

(2) J R線と名古屋鉄道線の連絡運輸

J R旅規第74条及び同第95条第1号又は同第96条に規定する小児通勤定期旅客運賃並びに名鉄旅規第45条及び同第3章第3節に規定する小児通勤定期旅客運賃を併算した額

(注) J R線と名古屋市交通局線又はあおなみ線のI C連絡運輸の小児の通勤定期券は発売しません。

(I C連絡通学定期運賃)

第34条 第21条第1項第2号又は同条第2項により発売する大人の通学定期券等のI C連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) J R線と豊橋鉄道線の連絡運輸

ア イ及びウ以外の大人の学生

J R旅規第95条第2号又は同第96条に規定する大人通学定期旅客運賃及び豊鉄旅規第51条に規定する大人通学定期旅客運賃を併算した額

イ 高校生等及び訓練生

J R旅規第95条第2号又は同第96条及び同第103条第2号に規定する割引の大人通学定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第51条に規定する大人通学定期旅客運賃を併算した額

ウ 中学生等

J R旅規第95条第2号又は同第96条及び同第103条第1号に規定する割引の大人通学定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第51条に規定する大人通学定期旅客運賃を併算した額

(2) J R線と名古屋市交通局線の連絡運輸

ア イ及びウ以外の大人の学生

J R旅規第 95 条第 2 号又は同第 96 条に規定する大人通学定期旅客運賃、乗合規程第 24 条の 5 第 2 項に規定する学生定期券甲の料金及び高速規程第 19 条第 3 項第 1 号に規定する学生定期料金甲を併算した額

イ 高校生等

J R旅規第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び同第 103 条第 2 号に規定する割引の大人通学定期旅客運賃、乗合規程第 24 条の 5 第 2 項に規定する学生定期券甲の料金並びに高速規程第 19 条第 3 項第 2 号に規定する学生定期料金甲 2 を併算した額

ウ 中学生等

J R旅規第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び同第 103 条第 1 号に規定する割引の大人通学定期旅客運賃、乗合規程第 24 条の 5 第 2 項に規定する学生定期券甲の料金並びに高速規程第 19 条第 3 項第 2 号に規定する学生定期料金甲 2 を併算した額

(3) J R線と名古屋鉄道線の連絡運輸

ア イ及びウ以外の大人の学生

J R旅規第 95 条第 2 号又は同第 96 条に規定する大人通学定期旅客運賃及び名鉄旅規第 3 章第 3 節に規定する大人通学定期旅客運賃を併算した額

イ 高校生等及び訓練生

J R旅規第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び同第 103 条第 2 号に規定する割引の大人通学定期旅客運賃並びに名鉄旅規第 3 章第 3 節に規定する大人通学定期旅客運賃を併算した額

ウ 中学生等

J R旅規第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び同第 103 条第 1 号に規定する割引の大人通学定期旅客運賃並びに名鉄旅規第 3 章第 3 節に規定する大人通学定期旅客運賃を併算した額

(4) J R線とあおなみ線の連絡運輸

ア イ、ウ及びエ以外の大人の学生

J R旅規第 95 条第 2 号又は同第 96 条に規定する大人通学定期旅客運賃及び名臨高旅規第 20 条第 2 号アに規定する通学定期旅客運賃甲を併算した額

イ 高校生等

J R旅規第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び同第 103 条第 2 号に規定する割引の大人通学定期旅客運賃並びに名臨高旅規第 20 条第 2 号イに規定する通学定期旅客運賃甲 2 を併算した額

ウ 中学生等

J R旅規第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び同第 103 条第 1 号に規定する割引の大人通学定期旅客運賃並びに名臨高旅規第 20 条第 2 号イに規定する通学定期旅客運賃甲 2 を併算した額

エ 訓練生

J R 旅規第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び同第 103 条第 2 号に規定する割引の大人通学定期旅客運賃並びに名臨高旅規第 20 条第 2 号アに規定する通学定期旅客運賃甲を併算した額

2 第 21 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項により発売する小児の通学定期券等の I C 連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸

ア イ以外の小児

J R 旅規第 74 条及び同第 95 条第 2 号又は同第 96 条に規定する小児通学定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第 38 条及び同第 51 条に規定する小児通学定期旅客運賃を併算した額

イ 小学生等

J R 旅規第 74 条、同第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び同第 103 条第 1 号に規定する割引の小児通学定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第 38 条及び同第 51 条に規定する小児通学定期旅客運賃を併算した額

(2) J R 線と名古屋市交通局線の連絡運輸

J R 旅規第 74 条、第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び同第 103 条第 1 号に規定する割引の小児通学定期旅客運賃、乗合規程第 24 条の 5 第 2 項に規定する学生定期券乙の料金並びに高速規程第 19 条第 3 項第 3 号に規定する学生定期料金乙を併算した額

(注) J R 線と名古屋市交通局線においては、小学生等以外の小児に対する通学学生定期券は発売しません。

(3) J R 線と名古屋鉄道線の連絡運輸

ア イ以外の小児

J R 旅規第 74 条及び同第 95 条第 2 号又は同第 96 条に規定する小児通学定期旅客運賃並びに名鉄旅規第 45 条及び同第 3 章第 3 節に規定する小児通学定期旅客運賃を併算した額

イ 小学生等

J R 旅規第 74 条、同第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び同第 103 条第 1 号に規定する割引の小児通学定期旅客運賃並びに名鉄旅規第 45 条及び同第 3 章第 3 節に規定する小児通学定期旅客運賃を併算した額

(4) J R 線とあおなみ線の連絡運輸

ア イ以外の小児

J R 旅規第 74 条及び同第 95 条第 2 号又は同第 96 条に規定する小児通学定期旅客運賃並びに名臨高旅規第 20 条第 2 号ウに規定する通学定期旅客運賃乙を併算した額

イ 小学生等

J R 旅規第 74 条、同第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び同第 103 条第 1 号に規定する割引の小児通学定期旅客運賃並びに名臨高旅規第 20 条第 2 号ウに規定する通学定期旅客運賃乙を併算した額

(身体障害者又は知的障害者に対する割引の I C 連絡通勤定期運賃)

第 35 条 第 24 条により発売する大人の身体障害者又は大人の身体障害者の介護者に対する割引の通勤定期券の I C 連絡定期運賃及び第 26 条により発売する大人の知的障害者又は大人の知的障害者の介護者に対する割引の通勤定期券の I C 連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸

J R 旅規第 95 条第 1 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7 条又は J R 知規第 6 条に規定する割引の大人通勤定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第 52 条及び豊鉄障規第 7 条に規定する割引の大人通勤定期旅客運賃を併算した額

(2) J R 線と名古屋市交通局線の連絡運輸

J R 旅規第 95 条第 1 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7 条又は J R 知規第 6 条に規定する割引の大人通勤定期旅客運賃並びに乗合規程第 28 条第 1 項第 2 号に規定する割引全線定期券の料金及び高速規程第 15 条に規定する割引通勤定期料金を併算した額

(3) J R 線と名古屋鉄道線の連絡運輸

J R 旅規第 95 条第 1 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7 条又は J R 知規第 6 条に規定する割引の大人通勤定期旅客運賃並びに名鉄旅規第 3 章第 3 節及び名鉄身規第 7 条又は名鉄知規第 6 条に規定する割引の大人通勤定期旅客運賃を併算した額

(4) J R 線とあおなみ線の連絡運輸

J R 旅規第 95 条第 1 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7 条又は J R 知規第 6 条に規定する割引の大人通勤定期旅客運賃並びに名臨高旅規第 21 条第 2 項に規定する割引通勤定期旅客運賃を併算した額

2 第 24 条により発売する小児の身体障害者又は小児の身体障害者の介護者に対する割引の通勤定期券の I C 連絡定期運賃及び第 26 条により発売する小児の知的障害者又は小児の知的障害者の介護者に対する割引の通勤定期券の I C 連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸

J R 旅規第 74 条及び同第 95 条第 1 号又は同第 96 条並びに J R 身規第 7 条又は J R 知規第 6 条に規定する小児通勤定期旅客運賃と豊鉄旅規第 38 条、同第 52 条及び豊鉄障規第 7 条に規定する割引の小児通勤定期旅客運賃とを併算した額

(2) J R 線と名古屋鉄道線の連絡運輸

J R 旅規第 74 条及び同第 95 条第 1 号又は同第 96 条並びに J R 身規第 7 条又は J R 知規第 6 条に規定する小児通勤定期旅客運賃と名鉄旅規第 45 条、同第 3 章第 3 節及び

名鉄身規第7条又は名鉄知規第6条に規定する割引の小児通勤定期旅客運賃とを併算した額

(注) J R線と名古屋市交通局線又はあおなみ線の I C連絡運輸の小児の割引の通勤定期券は発売しません。

(身体障害者又は知的障害者に対する割引の I C連絡通学定期運賃)

第36条 第24条により発売する大人の身体障害者に対する割引の通学定期券等の I C連絡定期運賃及び第26条により発売する大人の知的障害者に対する割引の通学定期券等の I C連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) J R線と豊橋鉄道線の連絡運輸

J R旅規第95条第2号又は同第96条及びJ R身規第7条又はJ R知規第6条に規定する割引の大人通学定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第51条及び豊鉄障規第7条に規定する割引の大人通学定期旅客運賃を併算した額

(2) J R線と名古屋市交通局線の連絡運輸

J R旅規第95条第2号又は同第96条及びJ R身規第7条又はJ R知規第6条に規定する割引の大人通学定期旅客運賃並びに乗合規程第24条の5第2項に規定する割引学生定期券の料金及び高速規程第19条第3項第4号に規定する割引学生定期料金を併算した額

(3) J R線と名古屋鉄道線の連絡運輸

J R旅規第95条第2号又は同第96条及びJ R身規第7条又はJ R知規第6条に規定する割引の大人通学定期旅客運賃並びに名鉄旅規第3章第3節及び名鉄身規第7条又は名鉄知規第6条に規定する割引の大人通学定期旅客運賃を併算した額

(4) J R線とあおなみ線の連絡運輸

J R旅規第95条第2号又は同第96条及びJ R身規第7条又はJ R知規第6条に規定する割引の大人通学定期旅客運賃並びに名臨高旅規第21条の2に規定する割引通学定期旅客運賃を併算した額

2 第24条により発売する小児の身体障害者に対する割引の通学定期券の I C連絡定期運賃及び第26条により発売する小児の知的障害者に対する割引の通学定期券の I C連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) J R線と豊橋鉄道線の連絡運輸

J R旅規第74条、同第95条第2号又は同第96条及びJ R身規第7条又はJ R知規第6条に規定する小児通学定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第38条、同第51条及び豊鉄障規第7条に規定する割引の小児通学定期旅客運賃を併算した額

(2) J R線と名古屋鉄道線の連絡運輸

J R旅規第74条、同第95条第2号又は同第96条及びJ R身規第7条又はJ R知規第6条に規定する小児通学定期旅客運賃並びに名鉄旅規第45条、同第3章第3節及び名鉄身規第7条又は名鉄知規第6条に規定する割引の小児通学定期旅客運賃を併算し

た額

(注) JR線と名古屋市交通局線又はあおなみ線のIC連絡運輸の小児の割引の通学定期券等は発売しません。

第4章 効力

(IC連絡定期券の使用条件)

第37条 IC連絡定期券は、その券面表示事項に従って使用することができます。

2 IC連絡定期券の運送に関する効力は、各運送事業者の区間においては各運送事業者のIC定期券とみなして取り扱います。

(IC連絡定期券の有効期間)

第38条 IC連絡定期券の有効期間は、1箇月、3箇月又は6箇月とします。

(券面表示事項が不明のIC連絡定期券)

第39条 IC連絡定期券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。

2 券面表示事項が不明となったIC連絡定期券は、これを当該IC連絡定期券のICカードごとに次の各号に定める交通事業者の取扱箇所に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければなりません。

(1) TOICA乗車券

東海旅客鉄道株式会社

(2) マナカ等

マナカ交通事業者

3 各交通事業者における前項の取扱箇所及び取扱時間は、各交通事業者の定めるところによります。

(記名人による使用)

第40条 IC連絡定期券は、記名人のみが使用することができます。

2 前項の規定にかかわらず、通勤定期券の市バス線にかかる部分については記名人以外の者も使用することができます。

(幼児の随伴)

第41条 IC連絡定期券を所持する6才以上の旅客は、幼児を2人まで随伴することができます。

(改氏名の場合のIC連絡定期券の書替)

第42条 IC連絡定期券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを当該IC連絡定期券のICカードごとに第39条第2項各号に規定する交通事業者の取扱箇所に差し出して、その氏名の書替を請求しなければなりません。

2 各交通事業者における前項の取扱箇所及び取扱時間は、各交通事業者の定めるところによります。

第 45 条 第 15 条第 2 項に規定するところにより購入した I C 連絡定期券は、知的障害者と、知的障害者の介護者とが、同一の列車等により乗車する場合に限って有効とします。

(身体障害者手帳の携帯)

第 46 条 身体障害者及び身体障害者の介護者に発売した割引の I C 連絡定期券は、身体障害者手帳を携帯する場合に限って有効とします。

(療育手帳の携帯)

第 47 条 知的障害者及び知的障害者の介護者に発売した割引の I C 連絡定期券は、療育手帳を携帯する場合に限って有効とします。

(持込禁制品の持込み等により I C 連絡定期券が無効となる場合)

第 48 条 I C 連絡定期券は、次の各号の 1 に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収します。

(1) 旅客が J R 線区間において、J R 旅規第 312 条第 1 項第 1 号、同第 313 条又は同第 314 条の取扱いを受けたとき。

(2) 旅客が豊橋鉄道線区間において、豊鉄旅規第 115 条第 1 項第 1 号、同第 116 条又は同第 117 条の取扱いを受けたとき。

(3) 旅客が市バス線区間において、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和 31 年運輸省令第 44 号)第 13 条第 2 号の規定により運送の引受け又は継続を拒否されたとき。

(4) 旅客が市地下鉄線区間において、高速規程第 102 条の取扱いを受けたとき。

(5) 旅客が名古屋鉄道線区間において、名鉄旅規第 185 条第 1 項第 1 号、同第 186 条又は同第 187 条の取扱いを受けたとき。

(6) 旅客が名古屋臨海高速鉄道区間において、名臨高旅規第 133 条の取扱いを受けたとき。

(7) 鉄道営業法(明治 33 年法律第 65 号)第 42 条の規定によって車外に退去させられたとき。

(I C 連絡定期券が無効となる場合)

第 49 条 I C 連絡定期券は、次の各号の 1 に該当する場合、無効として回収します。

(1) I C 連絡定期券の区間と連続してない定期券(同様の効力をもつものを含む)を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車した場合

(2) I C 連絡定期券の区間と連続してない回数券(同様の効力をもつものを含む)を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車した場合

(3) I C 連絡定期券の区間と連続してない普通乗車券(同様の効力をもつものを含む)を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車した場合

(4) 係員の承諾を得ないで自動改札機による改札又は料金箱による検査を受けずに乗車した場合

(5) 記名人以外の者が使用した場合。ただし、第 40 条第 2 項により記名人以外の者が使用した場合を除きます。

- (6) 券面表示事項が不明となった I C 連絡定期券を使用した場合
 - (7) 使用資格・氏名・生年月日・区間又は通学の事実を偽って購入した I C 連絡定期券を使用した場合
 - (8) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
 - (9) 使用資格を限定した I C 連絡定期券を使用する場合であって、旅客がその使用資格を失った後に使用した場合
 - (10) 使用資格を限定し、かつその使用資格を証明する書類等の携帯が義務づけられている場合であって、当該証明書を携帯していない場合
 - (11) 旅客の故意又は重大な過失により I C 連絡定期券が障害状態になったと認められる場合
 - (12) その他不正乗車的手段として使用した場合
- 2 前項第 1 号から第 3 号に該当する場合は、I C 連絡定期券の区間と連続していない普通乗車券、回数券及び定期券等も無効として回収します。
 - 3 偽造、変造又は不正に作成された I C 連絡定期券を使用した場合は、前各項の規定を準用します。
 - 4 前各項により回収した I C カードに附帯する一切の金銭的価値、デポジット、特典、その他附帯するサービス等は返却しません。
(I C 連絡定期券不正使用未遂の場合の取扱方)
- 第 50 条 偽造、変造又は不正に作成された I C 連絡定期券を使用しようとした場合は、これを無効として回収します。
- 2 前項に規定するほか、I C 連絡定期券を不正乗車的手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収します。
 - 3 前各項により無効として回収した I C カードに附帯する一切の金銭的価値、デポジット、特典、その他附帯するサービス等は返却しません。

第 5 章 様 式

(I C 連絡定期券の表示事項)

第 51 条 I C 連絡定期券の券面には、次の各号に掲げる事項を表示します。

- (1) I C 連絡定期運賃額
- (2) 有効区間及び経路
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

(I C 連絡定期券の駅名の表示方)

第 52 条 I C 連絡定期券の発駅名及び着駅名は、I C 連絡定期運賃の計算方に従って表示します。

- 2 同一駅名がある場合は、駅名に運送事業者名等を冠することがあります。
- 3 経路における線名又は駅名は、一部を省略又は略称に置き換えて表示することがあります。

第6章 改札等

(改札等)

第53条 IC連絡定期券を用いてJR線、豊橋鉄道線、市地下鉄線、名古屋鉄道線及びあおなみ線に乘車するときは、同一のIC連絡定期券により旅行開始駅及び旅行終了駅で自動改札機による改札を受けて入場及び出場をしなければなりません。

- 2 豊橋駅、金山駅又は弥富駅でJR線と名古屋鉄道線を乗り継ぐ場合若しくは名古屋駅でJR線とあおなみ線を乗り継ぐ場合は、前項と同一のIC連絡定期券により各駅に設置された乗継用の自動改札機による改札を受けなければなりません。このとき、乗継前の運送区間については出場、乗継後の運送区間については入場したものとみなします。
- 3 IC連絡定期券を用いて市バス線に乘車するときは、乗合自動車内において料金箱による検査を受けなくてはなりません。

(証明書等の提示義務)

第54条 通学定期券等を用いて乗車する旅客は、係員の請求があるときは、学生証等をいつでも提示しなければなりません。

- 2 第24条に規定する身体障害者に対する割引のIC連絡定期券を用いて乗車する旅客は、係員の請求があるときは、第46条に規定する身体障害者手帳をいつでも提示しなければなりません。
- 3 第26条に規定する知的障害者に対する割引のIC連絡定期券を用いて乗車する旅客は、係員の請求があるときは、第47条に規定する療育手帳をいつでも提示しなければなりません。

第7章 特殊取扱い

(IC連絡定期券不正使用等に対する運賃・増運賃の収受等)

第55条 第49条第1項の規定により、IC連絡定期券を無効として回収した場合（同条第3項において準用する場合を含みます。）は、当該旅客から次の各号による普通運賃とその2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

- (1) 第49条第1項第1号又は同条同項第5号から第8号までの1に該当する場合は、当該IC連絡定期券の効力が発生した日（第1号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日）から、同項第9号に該当する場合はその使用資格を失った日から、それぞれの無効の事実を発見した当日まで、そのIC連絡定期券を使用して券面に表示された区間（同項第1号の場合においては、各定期券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間）を、毎日1往復（又は2回）ずつ乗車したも

のとして計算した普通運賃（ただし、I C連絡定期券の区間と連続してない定期券が高速規程第 20 条第 2 号ウに規定する全線定期券であるときの地下鉄線に相当する部分については毎日 4 回ずつ、同第 42 条第 5 号に規定する共通全線定期券であるときの地下鉄線に相当する部分については毎日 3 回ずつ乗車したものとして計算した同第 12 条に規定する 2 区の普通料金とします。）。

(2) 第 49 条第 1 項第 2 号に該当する場合は、当該 I C連絡定期券及び回数券等の券面に表示された区間と、その区間外とを通じた区間を、当該券片に対して往復乗車したものとして計算した普通運賃。

(3) 第 49 条第 1 項第 3 号、第 4 号、第 10 号又は第 11 号の 1 に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通運賃。

(4) 第 49 条第 1 項第 12 号に該当する場合は、各運送区間において適用される約款の定めるところによります。

2 前項の規定にかかわらず、市バス区間を含む I C連絡定期券を無効として回収した場合は、次の各号に定める額を合算した額を収受します。

(1) 市バス線区間以外の区間について前項を準用して算出した収受額

(2) 市バス線区間について前項の各号による普通運賃とその同額に相当する額の増運賃を合わせた額

3 第 49 条第 3 項により無効として回収した場合であって I C連絡定期券に記録されたデータの変造、偽造を伴う場合は、当該偽造されたデータの内容をもって券面表示内容として取り扱うことがあります。

(紛失再発行)

第 56 条 I C連絡定期券の記名人が当該 I C連絡定期券を紛失した場合の使用停止措置及び再発行は、当該 I C連絡定期券の I Cカードの発行事業者の定めるところにより行います。

2 前項に規定する使用停止措置の申し出は、紛失した I C連絡定期券の I Cカードの種類ごとに第 39 条各号に定める交通事業者の取扱箇所においてのみ行います。

3 各交通事業者における前各項の取扱箇所及び取扱時間は、各交通事業者の定めるところによります。

4 第 1 項により再発行される I Cカードの種類は、第 19 条第 3 項に規定するところによります。

5 第 1 項に規定する再発行により、I Cカード表面とは異なるデザインの I C連絡定期券又は I C連絡定期券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の I C S Fカードを発行したことによる旅客の損害等については、運送事業者及び発行事業者はその責めを負いません。

(使用停止措置及び免責事項)

第 57 条 紛失した I C連絡定期券の使用停止措置が完了するまでの間に当該 I C連絡定

期券の払いもどしやS Fの使用等で生じた旅客の損害額については、運送事業者及び発行事業者はその責めを負いません。

(障害再発行)

第 58 条 I C 連絡定期券の障害再発行は、当該 I C 連絡定期券の I C カードの発行事業者の定めるところにより、機器での取扱いが不能となった I C 連絡定期券の I C カードの種類ごとに第 39 条各号に定める交通事業者の取扱箇所においてのみ行います。

2 各交通事業者における前項の取扱箇所及び取扱時間は、各交通事業者の定めるところによります。

3 第 1 項により再発行される I C カードの種類は、第 19 条第 3 項に規定するところによります。

4 第 1 項に規定する再発行により、I C カード表面とは異なるデザインの I C 連絡定期券又は I C 連絡定期券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の I C S F カードを発行したことによる旅客の損害等については、運送事業者及び発行事業者はその責めを負いません。

(I C 連絡定期券の払いもどし)

第 59 条 旅客は、I C 連絡定期券が不要となった場合は、これを当該 I C 連絡定期券を発売した運送事業者の払いもどし取扱箇所に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。

2 払いもどし額は、各運送区間ごとに次の各号により計算した額を合計した額とします。

(1) J R 線

J R 旅規第 272 条第 1 項又は同第 277 条の規定を準用して計算した額（ただし、手数料收受前の額とします。）。

(2) 各運送事業者により次のいずれかの額（ただし、いずれも手数料收受前の額とします。）

ア 豊橋鉄道線

豊鉄旅規第 89 条又は同第 91 条の規定を準用して計算した額

イ 名古屋市交通局線

市バス線にあつては乗合規程第 31 条第 1 項第 3 号の規定を準用して計算した額並びに市地下鉄線にあつては高速規程第 87 条及び同第 90 条の規定を準用して計算した額

ウ 名古屋鉄道線

名鉄旅規第 151 条又は同第 155 条の規定を準用して計算した額

エ あおなみ線

名臨高旅規第 113 条又は同第 116 条の規定を準用して計算した額

3 前項の規定にかかわらず、第 1 項に定める払いもどしと同時に、新たに異なる種類、区分、割引又は区間の I C 連絡定期券（払いもどしを申し出た I C 連絡定期券を発売し

た運送事業者の I C 定期券に変更する場合があります。)を購入する場合の払いもどし額は、各運送区間ごとに次の各号により計算した額を合計した額とします。

(1) J R 線

次のアからウに定めるところにより計算した額。

ア 有効期間前に継続発売した I C 連絡定期券に対して、継続発売した I C 連絡定期券の有効期間前に申出があった場合で、残余の期間前有効期間分が 1 旬あるときは、継続発売した I C 連絡定期券の有効期間に対する、J R 旅規第 288 条第 1 号の規定を準用して計算した日割額を 10 倍した額（以下これを「旬割運賃」といいます。）とすでに収受した J R 線区間の I C 連絡定期運賃との合計額。

イ 前アの場合で、残余の期間前有効期間分が 1 旬に満たないときは、すでに収受した J R 線区間の I C 連絡定期運賃。

ウ 前ア、イ以外の I C 連絡定期券については、旬割運賃に当該 I C 連絡定期券の有効期間の開始日から申出のあった日（申出のあった日は経過した日とする。）までの経過旬数（1 旬未満のは数は 1 旬とする。）を乗じた額をすでに収受した J R 線区間の I C 連絡定期運賃から差し引いた額。

(2) 各運送事業者により次のいずれかの額（ただし、いずれも手数料収受前の額とします。）

ア 豊橋鉄道線

前項第 2 号アに規定する額

イ 名古屋市交通局線

市バス線区間にあつては乗合規程第 31 条第 1 項第 2 号の規定を準用して計算した額及び市地下鉄線にあつては高速規程第 91 条の規定を準用した額

ウ 名古屋鉄道線

前項第 2 号ウに規定する額

エ あおなみ線

名臨高旅規第 117 条の規定を準用して計算した額

4 前各項による払いもどしは、旅客が、各運送事業者が定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該 I C 連絡定期券の記名人本人であることを証明したときに限って行います。ただし、別に定めるところにより、当該 I C 連絡定期券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。

5 前各項により取り扱う場合の手数料は、当該 I C 連絡定期券を発売した運送事業者及び当該 I C 連絡定期券の I C カードの発行事業者の I C 定期券の定めを準用します。

6 第 1 項から第 4 項の払いもどしに伴う S F 残額の払いもどし等については、当該 I C 連絡定期券を発売した運送事業者及び当該 I C 連絡定期券の I C カードの発行事業者の定めるところによります。

7 各運送事業者における前各項の取扱箇所及び取扱時間は、各運送事業者の定めるところ

ろによります。

(身体障害者の介護者に対する I C 連絡定期券の払いもどし)

第 60 条 第 24 条に規定するところにより購入した I C 連絡定期券に対する I C 連絡定期運賃の払いもどしは、身体障害者に対する I C 連絡定期券と、ともに行う場合に限って払いもどしをします。

(知的障害者の介護者に対する I C 連絡定期券の払いもどし)

第 61 条 第 26 条に規定するところにより購入した I C 連絡定期券に対する I C 連絡定期運賃の払いもどしは、知的障害者に対する I C 連絡定期券と、ともに行う場合に限って払いもどしをします。

(列車等の運行不能の場合の I C 連絡定期券の取扱方)

第 62 条 券面表示が有効期間内の I C 連絡定期券を所持し券面表示区間内を乗車する旅客は、列車が運行不能となった場合には、事故発生前に購入した I C 連絡定期券について、次の各号の 1 に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。

(1) 他経路乗車

その I C 連絡定期券に表示された着駅と同一目的地（不通区間以遠の駅において途中下車を予定していた場合は、その駅を含む。）に至る他の最短経路による乗車をすることができます。ただし、他の経路による乗車中に途中下車することはできません。

(2) 有効期間の延長

列車が運行休止のため、引き続き 5 日以上その I C 連絡定期券を使用できなくなった場合は、各運送事業者の定めるところにより、相当日数の延長を請求することができます。

(3) I C 連絡定期運賃の払いもどし

列車が運行休止のため、引き続き 5 日以上その I C 連絡定期券を使用できなくなった場合は、関係する運送事業者の次のアからカの定めを準用して計算した額の合計額の払いもどしを請求することができます。

ア JR 旅規第 288 条第 1 号

イ 豊鉄旅規第 99 条

ウ 乗合規程第 31 条第 1 項第 2 号

エ 高速規程第 97 条

オ 名鉄旅規第 164 条第 1 号

カ 名臨高旅規第 124 条

2 旅客は前項に規定する事由が発生した場合は、その原因が運送事業者の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、前項に規定する取扱いに限って請求することができます。

3 旅客は、列車等の運行不能若しくは遅延が発生した場合又は車両の故障等により列車等に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が運送事

業者の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることができません。

別表（第 18 条）

1 J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸

J R 線		豊橋鉄道線			
発着駅	経由	接続駅		経由	発着駅
東海道本線 熱海・米原間及び大垣・美濃赤坂間各駅	東海道本線 熱海・米原間及び大垣・美濃赤坂間	豊橋	新豊橋	渥美線	各駅
身延線 富士・西富士宮間各駅	身延線 富士・西富士宮間				
飯田線 豊橋・本長篠間各駅	飯田線 豊橋・本長篠間				
武豊線 大府・武豊間各駅	武豊線 大府・武豊間				
中央本線 中津川・金山間各駅	中央本線 中津川・金山間				
太多線 多治見・美濃太田間各駅	太多線 多治見・美濃太田間				
高山本線 岐阜・美濃太田間各駅	高山本線 岐阜・美濃太田間				
関西本線 名古屋・亀山間各駅	関西本線 名古屋・亀山間				

2 JR線と名古屋市交通局の連絡運輸

(1) JR線と市地下鉄線の連絡運輸

JR線		市地下鉄線		
発着駅	経由	接続駅		発着駅
東海道本線 熱海・米原間及び大垣・美濃赤坂間各駅	東海道本線 熱海・米原間及び大垣・美濃赤坂間	金山	金山	全線 各駅
身延線 富士・西富士宮間各駅	身延線 富士・西富士宮間	名古屋	名古屋	
飯田線 豊橋・本長篠間各駅	飯田線 豊橋・本長篠間	大曾根	大曾根	
武豊線 大府・武豊間各駅	武豊線 大府・武豊間	千種	千種	
中央本線 中津川・金山間各駅	中央本線 中津川・金山間	鶴舞	鶴舞	
太多線 多治見・美濃太田間各駅	太多線 多治見・美濃太田間	八田	八田	
高山本線 岐阜・美濃太田間各駅	高山本線 岐阜・美濃太田間			
関西本線 名古屋・亀山間各駅	関西本線 名古屋・亀山間			

(2) J R線と市バス線の連絡運輸

J R線			市バス線
発着駅	経由	接続駅	
東海道本線 豊橋・関ヶ原間各駅	東海道本線 豊橋・関ヶ原間	南大高	全線
		大高	
武豊線 大府・武豊間各駅	武豊線 大府・武豊間	笠寺	
		熱田	
中央本線 中津川・金山間各駅	中央本線 中津川・金山間	金山	
		尾頭橋	
太多線 多治見・美濃太田間各駅	太多線 多治見・美濃太田間	名古屋	
		高蔵寺	
高山本線 岐阜・美濃太田間各駅	高山本線 岐阜・美濃太田間	新守山	
		大曾根	
関西本線 名古屋・四日市間各駅	関西本線 名古屋・四日市間	千種	
		鶴舞	
		八田	
		春田	

(3) J R線と市地下鉄線及び市バス線の連絡運輸

J R線		市地下鉄線			市バス線	
発着駅	経由	接続駅		経由	接続駅	
東海道本線 豊橋・関ヶ原間各駅	東海道本線 豊橋・関ヶ原間	金山	金山	全線	各駅	全線
武豊線 大府・武豊間各駅	武豊線 大府・武豊間	名古屋	名古屋			
中央本線 中津川・金山間各駅	中央本線 中津川・金山間	大曾根	大曾根			
太多線 多治見・美濃太田間各駅	太多線 多治見・美濃太田間	千種	千種			
高山本線 岐阜・美濃太田間各駅	高山本線 岐阜・美濃太田間	鶴舞	鶴舞			
関西本線 名古屋・四日市間各駅	関西本線 名古屋・四日市間	八田	八田			

3 JR線と名古屋鉄道線の連絡運輸

(1) JR線と名古屋鉄道線の連絡運輸（次号以外の連絡運輸）

JR線		名古屋鉄道線			
発着駅	経由	接続駅		経由	発着駅
東海道本線 熱海・米原間及び大垣・美濃赤坂間各駅	東海道本線 熱海・米原間及び大垣・美濃赤坂間	豊橋	豊橋	全線。ただし、蒲郡線（三河鳥羽・蒲郡間）、広見線（明智・御嵩間）及び瀬戸線を除く。	各駅。ただし、蒲郡線（三河鳥羽・蒲郡間）、広見線（明智・御嵩間）及び瀬戸線の各駅を除く。
身延線 富士・西富士宮間各駅	身延線 富士・西富士宮間	刈谷	刈谷		
飯田線 豊橋・本長篠間各駅	飯田線 豊橋・本長篠間	金山	金山		
武豊線 大府・武豊間各駅	武豊線 大府・武豊間	名古屋	名鉄名古屋		
中央本線 中津川・金山間各駅	中央本線 中津川・金山間	尾張一宮	名鉄一宮		
太多線 多治見・美濃太田間各駅	太多線 多治見・美濃太田間	岐阜	名鉄岐阜		
高山本線 岐阜・美濃太田間各駅	高山本線 岐阜・美濃太田間	可児	新可児		
関西本線 名古屋・亀山間各駅	関西本線 名古屋・亀山間	鵜沼	新鵜沼		
		弥富	弥富		
		大曾根	大曾根		

(2) J R 線と名古屋鉄道線の連絡運輸（名古屋鉄道線の中に J R 線が介在する連絡運輸）

名古屋鉄道線		J R 線			名古屋鉄道線		
発着駅	経由	接続駅		経由	接続駅	経由	発着駅
各駅。ただし、蒲郡線（三河鳥羽・蒲郡間）、広見線（明智・御嵩間）及び瀬戸線の各駅を除く。	全線。ただし、蒲郡線（三河鳥羽・蒲郡間）、広見線（明智・御嵩間）及び瀬戸線を除く。	豊橋	豊橋	東海道本線 掛川・醒ヶ井間	大曽根	大曽根	瀬戸線 各駅
		刈谷	刈谷	飯田線			
		金山	金山	豊橋・豊川間 武豊線			
		名古屋	名鉄名古屋	大府・武豊間			
		尾張一宮	名鉄一宮	中央本線 中津川・金山間			
		岐阜	名鉄岐阜	太多線 多治見・美濃太田間			
		可児	新可児	高山本線			
		鵜沼	新鵜沼	岐阜・美濃太田間			
		弥富	弥富	関西本線 名古屋・亀山間			

4 J R線とあおなみ線の連絡運輸

J R線		あおなみ線			
発着駅	経由	接続駅		発着駅	
東海道本線 熱海・米原間及び大垣・美濃赤坂間各駅	東海道本線 熱海・米原間及び大垣・美濃赤坂間	名古屋	名古屋	全線	各駅
身延線 富士・西富士宮間各駅	身延線 富士・西富士宮間				
飯田線 豊橋・本長篠間各駅	飯田線 豊橋・本長篠間				
武豊線 大府・武豊間各駅	武豊線 大府・武豊間				
中央本線 中津川・金山間各駅	中央本線 中津川・金山間				
太多線 多治見・美濃太田間各駅	太多線 多治見・美濃太田間				
高山本線 岐阜・美濃太田間各駅	高山本線 岐阜・美濃太田間				
関西本線 名古屋・亀山間各駅	関西本線 名古屋・亀山間				